

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)(第一条関係) 1

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(第二条関係) 3

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第十七条関係）			
一六	一〇一 五	技術	外国
<p>関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）</p>		（略）	（略）

別表（第十七条関係）			
一六	一〇一 五	技術	外国
<p>（一） 輸出貿易管理令別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）</p> <p>（二） 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）</p>		（略）	（略）

を
除く。
)

改 正 案

現 行

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号及び第四号において「外国向け陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができると若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開發、製造、使用又は貯蔵（ロ及び同号において「開發等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ (略)

二 (略)

三 別表第一の一六の項に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出し

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。）により運送されたもの（第三号から第五号までにおいて「外国向け陸揚げ貨物」という。）を輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。）。

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができると若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ、第三号、第四号及び第十三条において「核兵器等」という。）の開發、製造、使用又は貯蔵（ロ、第三号及び第四号において「開發等」という。）のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ (略)

二 (略)

三 別表第一の一六の項（一）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として

ようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ・ロ（略）

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ（略）

（削る）

輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ・ロ（略）

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ（略）

四 別表第一の一六の項（二）に掲げる貨物（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ及びロのいずれの場合にも）該当しないとき。

イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとし

四 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合は、前号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2
2
4
（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	(二)～(十六) (略) (十七) 軍用人工衛星又はその部分品	貨物	地域
二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三十五) (略) (三十五の二) スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて		(略)

て経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

五 別表第一の五から一三まで又は一五の項の中欄に掲げる貨物であつて、総価額が百万円（別表第三の三に掲げる貨物にあつては、五万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとするとき（別表第三に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合は、第三号のイ、ロ及びニのいずれの場合にも（別表第三の二に掲げる地域（イラク及び北朝鮮を除く。）を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、同号のイからニまでのいずれの場合にも）該当しないときに限る。）。

2
2
4
（略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	(二)～(十六) (略) (新設)	貨物	地域
二	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(三十五) (略) (新設)		(略)

	三	三の二	四
<p>、ベローズシールを用いたもの（三十五）及び三の項の中欄に掲げるものを除く。） （三十六）～（五十）（略）</p>	（略）	<p>（一）（略） （二） 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～5（略） 5の2 噴霧乾燥器 6～8（略）</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（二十三）（略） （二十四） 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置</p>
	（略）	（略）	（略）

	三	三の二	四
<p>（三十六）～（五十）（略）</p>	（略）	<p>（一）（略） （二） 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるものうち経済産業省令で定める仕様のもの 1～5（略） （新設） 6～8（略）</p>	<p>次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （一）～（二十三）（略） （二十四） 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置</p>
	（略）	（略）	（略）

	五	六	七・八	九
(二十四の二)～(二十六) (略)	(略)	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 数値制御を行うことができる工作機械 (三)～(九) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(五の二) (略) (五の三) 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの動作を監視する装置又はこれらの部分品 (五の四) (略) (削る) (六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の四)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置
	(略)	(略)	(略)	(略)

	五	六	七・八	九
(二十四の二)～(二十六) (略)	(略)	次に掲げる貨物(二の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品 (三)～(九) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(五の二) (略) (五の三) 通信妨害装置又はその部分品 (五の四) (略) (五の五) 無線通信傍受装置又はその部分品 (六) (一)から(三)まで若しくは(五)から(五の五)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置
	(略)	(略)	(略)	(略)

一〇 一四	(略)	(略)	
一五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(四) (略) (四の二) 簡易爆発装置を事前に爆発させ、若しくはその爆発を防止するように設計した無線送信装置又はその附属装置 (五)～(十) (略)	(略)	関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)
一六	全地域(別表第三に掲げる地域を除く。)	(略)	

一〇 一四	(略)	(略)	
一五	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(四) (略) (四の二) 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置 (五)～(十) (略)	(略)	次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの 1 ニッケル合金又はチタン合金 1の2 焼結磁石 1の3 1の2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品 2 作動油として使用することがで
一六	全地域(別表第三に掲げる地域を除く。)	(略)	

- 13| 12| 11| 10| 9| 8| 7| 6|
- 13| 電波その他の電磁波を発信する
- 12| 通信妨害装置又はその部分品
- 11| フェーズドアレーアンテナ
- 10| 伝送通信装置又はその部分品
- 9| 電子計算機又はその部分品
- 8| 電子部品実装ロボット
- 7| 波形記憶装置
- 6| 二次セル
- 5| 軸受又はその部分品
- 4| 軸受又はその部分品
- 3| 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
- 2| きる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
- 1| 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
- ハ| 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）
- イ| 数値制御を行うことができる工作機械
- ロ| 鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
- ことなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
- 14| 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
- 15| センサー用の光ファイバー
- 16| レーザー発振器又はその部分品
- 17| 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
- 18| 重力計
- 19| レーダー又はその部分品
- 20| 加速度計又はその部分品
- 21| ジャイロスコープ又はその部分品
- 22| 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
- 23| ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
- 24| 水中用のカメラ又はその附属装置
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

<p>25 大気から遮断された状態で使用する ことができる動力装置</p> <p>26 開放回路式の自給式潜水用具又 はその部分品</p> <p>27 ガスタービンエンジン又はその 部分品</p> <p>28 ロケット推進装置又はその部分 品</p> <p>29 27若しくは28に掲げるものの製 造用の装置又はその部分品</p> <p>30 航空機又はその部分品</p> <p>31 ロケット若しくは航空機の開発 若しくは試験に用いることができ る振動試験装置、風洞、環境試験 装置又はこれらの部分品</p> <p>32 フラッシュ放電型のエックス線 装置</p> <p>(二) 関稅定率法（明治四十三年法律 第五十四号）別表第二五類から第四 〇類まで、第五四類から第五九類ま で、第六三類、第六八類から第九三 類まで又は第九五類に該当する貨物 （（一）及び一から一五までの項の 中欄に掲げるものを除く。）</p>